

会員規約

(名称)

第 1 条 当会は、一般社団法人 商事法学術・実務アソシエーションと称し、英語表記は Commercial Law Academia and Legal Practice Association（略称：CLALPA）とする。

(目的)

第 2 条 当会は商事法に係る学術研究者と法務実務者が連携し、会員の法制研究及び法務実務の質を高め、もって商事法ひいては我が国経済発展へ貢献することを目的とし、その達成のため下記の事業を行なう。

- ① 会員間のオンライン又はオフラインによる意見交換
- ② 論稿及び資料の頒布
- ③ 講演会、講習会及び研究会等の会合の開催
- ④ 研究資料の蒐集及び調査
- ⑤ 書誌又は電子データによる出版
- ⑥ 出版社、官公庁、その他関係機関との連絡及び折衝
- ⑦ その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(理事会)

第 3 条 理事会は当会社員によって構成され、定款および適用法令に従い、当会に関する事項を決定する。

2 代表理事は「会長」の役位名称を用いることができるものとし、理事は、代表理事の任命により「副会長」または「常務」の役位名称を用いることができる。

(会員)

第 3 条 当会は、当会の承認する自然人を一般会員とする。ただし、代表理事の承認により法人その他の団体を賛助会員とすることができる。

2 当会は、社員のうち代表理事が承認した自然人を正会員とする。

3 当会は、賛助会員である法人その他の団体に対し、年会費に応じて「会費規程」に定める数の一般会員アカウントを付与する。

4 一般会員および正会員の地位は、当該会員が特定の法人、組合、任意団体、大学等研究機関等の団体に所属することを前提として承認されるものであり、これら所属に変更が生じた場合、会員は遅滞なくその旨当会に届出るものとする。ただし、個人事業主または個人として入会を承認された会員は、この限りでない。

(入退会)

CLALPA 内規

第5条 当会に入会を希望する者は、所定の Web サイトより必要事項を申出のうえ、その承認を得るものとする。

2 会員が退会しようとするときは、当会所定の方法により退会を申出るものとする。

3 当会は、会員に再三の本規約違反、重大な本規約違反その他の当会会員としての地位を維持することが困難と認める場合、理事会の決定により退会措置を取ることができるものとし、会員はこれに異議を述べないものとする。

(会員の交流指針)

第6条 会員は、会員相互の意見の多様性および基本的人権を尊重し、適切かつ敬意あるコミュニケーションに努めるものとする。誹謗中傷その他法令等に抵触するおそれのある言動は、これを禁止する。

(留意事項)

第7条 会員は、論稿、フォーラム等の投稿にあたり、剽窃（当会内外を問わない）、所属団体に係る営業秘密の漏洩その他第三者の権利侵害を行ってはならないものとし、かかる事象が生じた場合、当会の一切の防御の責を負い、当会が被った損害を賠償するものとする。

2 会員は、論稿、フォーラム等の投稿内容につき第1項に定める事項のほか、公序良俗に反してはならないものとし、当会が不適切と判断した場合、遅滞なく当会に指摘に従い修正または削除し、これに従わない場合当会が当該論稿、エッセイまたはフォーラム等の投稿を削除しても異議を述べないものとする。

3 会員は、当会のネットワーク上にマルウェア、コンピューターウイルスその他の有害性のある電子データ（以下、「マルウェア等」という）を含むデータを投稿しないよう、適切なソフトウェアによるマルウェア等対策を行ない、他の会員に迷惑をかけぬよう留意するものとする。

(著作権の帰属)

第8条 論稿、フォーラム等の投稿内容に係る著作権および著作人格権は、執筆者に帰属する。ただし、当会は執筆者に事前に通知のうえ、著作者を明示のうえ当会の活動に必要な範囲で当該著作物を利用できるものとし、会員はこれを承諾する。

(免責事項)

第9条 当会は、論稿、エッセイまたはフォーラムの記述内容につき、以下に係る一切の責任を負わないものとする。

1. 掲示された情報が、全て正しく、全て安全で、全て有用であること。
2. 掲示された情報が、常に最新のものであること。

CLALPA 内規

3. 提示された情報が、特定目的への適合性または機能性があること。

4. マルウェア等を含まないこと等の安全性に関すること。

2 当会は、当利用規約の変更およびウェブサイトの停止に起因して生じるいかなる損害に対しても責任を負わないものとする。

(論稿による収益の扱い)

第 10 条 会員が投稿した論稿の全部または一部が商業誌等（学術ジャーナルは含まれない。）に掲載される場合であって、報酬が支払われるときは、当会が当該報酬の 50%（円未満切捨）を収受するものとし、残余额を当該論稿を執筆した会員（複数存在するときは、按分のうえ）に交付するものとする。

2 会員は、当会に投稿し、または投稿された情報の全部または一部を用いた論稿等につき、事前の当会の許諾なく当会以外の媒体（媒体の如何を問わない。）に投稿し、または掲載を許諾してはならない。

(会計年度)

第 11 条 当会の会計年度は、1 月 1 日から翌年 12 月 31 日までとする。

(会費)

第 12 条 当会の会費は、「会費規程」で別途定める。なお、会計年度途中での入会または退会（理由の如何を問わない。）による一部減額または返金は行なわないものとする。

2 会費は年会費とし、当会の会計年度末の 1 ヶ月以上前に当会から請求を行なう。

(反社会的勢力の排除)

第 13 条 会員は、次の各号いずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを誓約する。

①暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他の反社会的勢力（これらで無くなった時から 5 年を経過しない者を含み、以下、「反社会的勢力」という。）であること

②役員又は実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であること、または反社会的勢力であったこと

③反社会的勢力を利用していること

④反社会的勢力に関係していること

⑤親会社、子会社が反社会的勢力であること、または反社会的勢力であったこと

2 会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号いずれの行為も行わないことを表明・保証し、誓約する。

①暴力的な要求行為

- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計又は威力を用いて当会又は会員の信用を毀損し、業務を妨害する行為
- ⑤その他前各号に準ずる行為

3 当会は、会員が前2条のいずれかに違反していると合理的に判断した場合は、当該会員を直ちに退会させることができる。

4 前条に基づき退会措置が行なわれた場合、当会は退会措置を理由とする支払済会費等金員の返還を含む、一切の損害賠償義務を負担しない。また、退会措置によって当会に損害が生じた場合は、当会は当該会員に対しその損害の賠償を請求できるものとする。

(会員規約の改定)

第14条 本会員規約は、理事会の決定により改定できるものとする。

(合意管轄)

第15条 当会と会員との間に当会規程に係る一切の紛争が生じたときは、訴額に応じ東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審における専属的合意管轄裁判所とする。

以 上

2024年2月8日 制定